

横浜町横浜地区簡易水道事業

平成23年度 水質検査計画

水質検査計画とは

私たちが毎日飲む水道水は、水道法で定めた水質基準に適合した、「安全でおいしい水」でなければなりません。

このため、安全性を確認するため水質検査は、正確かつ適正さが求められています。

近年、水道の水源となる河川水や地下水は、生活排水や工場排水などによる汚染が懸念され、また、揮発性物質による地下水汚染や病原微生物など新たな汚染物質にも取り組んでいかねばなりません。

このような状況を踏まえ、平成15年9月に水道法施行規則が一部改正され(平成16年4月1日施行)、水道事業者は毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定するよう義務づけられました。

水質検査計画では、水質検査の適正さや正確さを得るため、水道水源の種類や地域性などを踏まえ、採水場所、検査項目及び検査頻度などを定めています。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性確保
10. 関係者との連携

1 基本方針

- (1)検査地点は、水質基準が適用される給水栓に加え、水源とします。
 - (2)検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。
 - (3)検査頻度は、
 - ・給水栓では、水道法に基づき、色及び濁り並びに消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査(水道法施行規則第15条第1項の第一号)については1日1回行います。
 - また、一般細菌、有機物、味、臭気及び濁度等の検査(水道法施行規則第15条第1項の第二号)については月1回行います。
 - さらに、給水栓の水が常に安定しており、水質基準を十分に満たしていることから、過去の検査結果より、年1回以上あるいは3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目については年1回行います。
- (表1)
- ・水源の水質基準項目については年1回の検査頻度とします。
- (4)この計画の期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日までとし、計画の内容は毎年見直すこととします。

2 水道事業の概要

(1)給水状況

区 分	内 容		
	横 浜 地 区 簡 易 水 道 事 業		
給 水 地 域	横浜地区	明神平地区 (松栄地区)	第二明神平地区 (烏帽子平地区)
給 水 人 口 (人)	3, 4 5 8	7 3	4 8
普 及 率 (%)	6 8. 5	1 0 0	1 0 0
給 水 戸 数 (戸)	1, 1 7 9	2 1	1 8
計画一日最大給水量 (m ³)	1, 2 4 9 (簡水統合による)		
一日最大給水量 (m ³)	8 5 4 (8/12)	2 2 (2/8)	3 9 (9/24)
一日平均給水量 (m ³)	7 1 4	1 1	1 9

(平成22年3月末)

(2)浄水施設概要

浄水場(配水場)名	横浜配水場	明神平配水場	第二明神平浄水場
所在地	横浜町字太郎須田 32-194	横浜町字明神平 281-7	横浜町字明神平 63-3
水源の種類	地下水(深井戸)	地下水(深井戸)	地下水(深井戸)
処理能力(m ³ /日)	1,192	26	31
配水能力(m ³ /日)	1,192	26	31
浄水処理方法	塩素消毒のみ	塩素消毒のみ	塩素消毒のみ
中和剤	炭酸ガス	なし	なし
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

浄水場(配水場)名	原水の汚染原因	水質管理上注意すべき項目
横浜配水場	汚染源は特になし	pH値
明神平配水場	汚染源は特になし	pH値
第二明神平浄水場	汚染源は特になし	pH値

4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1)採水地点

浄水：配水系統ごとに採水地点を選定し、給水栓で採水を行います。

配水系統	採水地点（検査機関委託）	採水地点（毎日検査）
横浜地区	配水場管理棟・善知鳥団地	善知鳥地区 1ヶ所
	トレーニングセンター・前田芳利宅	浜田地区 1ヶ所
明神平地区	松栄婦人ホーム	松栄地区 1ヶ所
第二明神平地区	明神平婦人ホーム	烏帽子地区 1ヶ所

原水：安全で良好な水道水を供給するために水源の水質が影響を与えるため、各水源で検査します(4ヶ所)。

配水系統	採水地点
横浜地区	第一取水場
	第二取水場
明神平地区	明神平取水場
第二明神平地区	第二明神平取水場

(2)検査項目、検査頻度及びその理由

① 検査項目

- ・水道法に基づく水質検査項目(50 目)の検査を行います。(表 2)
- ・原水については水道法に基づく水質検査項目(38 項目)の検査を行うとともに、クリプトスポリジウム指標菌の検査についても合わせて行います。(表 2)

② 検査頻度及びその理由

- ・各給水栓(6ヶ所)において、法令に基づく水質基準 9 項目(表 2)を毎月 1 回行います。(表 3)
- ・水道の水源(横浜地区 2ヶ所、明神平地区・第二明神平地区各 1ヶ所計 4ヶ所)においては、法令に基づく水質基準 8 項目(表 2)を毎月 1 回行います。
- ・6 給水栓のうち前田芳利宅、松栄婦人ホーム及び明神平婦人ホームの 3ヶ所については、法令に基づく水質検査 23 項目(表 2)を 3ヶ月に 1 回行います。(表 3)
- ・6 給水栓のうち前田芳利宅、松栄婦人ホーム、明神平婦人ホームの 3ヶ所については、法令に基づく水質基準項目より、その濃度が過去の検査の結果が基準値の 1/2 を超えたことがなく、検査の必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができることにより、水質が安定し良好であることを確認するため、水質検査 50 項目の年 1 回検査を行います。
- ・法令に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果(遊離残留塩素)の検査は、浜田地区、善知鳥地区、松栄地区、烏帽子平地区の民家 4ヶ所にて 1 日 1 回検査を行います。(表 1) また、横浜地区配水場管理棟については、消毒の残留効果(遊離残留塩素)を毎日測定します。
- ・横浜地区の水源(2ヶ所)においては、法令に基づく水質基準 38 項目(表 2)を 1 年に 1 回行います。明神平地区の水源(1ヶ所) 及び第二明神平地区の水源(1ヶ所)においては、8 項目検査を 1 年に 1 2 回行います。(表 3)
- ・クリプトスポリジウム指標菌(表 2)検査については、水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、各水源ごとにレベル付けをし、検査を行います。各水源(深井戸)は、過去に指標菌が検出されておらず、「レベル 1」に該当しますが、塩素消毒処理のみで、クリプトスポリジウム等の耐塩索性病原微生物に対する処理を行っていないため、今後、地質変動等により、被圧地下水以外の混入及び汚染も考えられ、原水の指標菌検査による監視の徹底を行い、リスク管理の観点から、「レベル 2」に強化して水質管理を行うため、指標菌検査を 3ヶ月に 1 回(年 4 回)行います。(表 3)

5 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準項目に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号)により行います。

クリプトスポリジウム指標菌については、水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法(平成 19 年厚生労働省健康局水道課長通知健水発第 0330006 号)により行います。

毎日検査における消毒の残留効果(遊離残留塩素)については、水道法施行規則第 17 条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成 15 年厚生労働省告示第 318 号)により行います。

6 臨時の水質検査

水源等で、次のような水源変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準を超過する恐れがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場(配水場)及び給水栓等から採水し、臨時の水質検査を行います。検査項目については、状況に応じて決定します。

- (1)原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき
- (2)臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき
- (3)水源に異常があったとき
- (4)水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (5)浄水過程に異常があったとき
- (6)水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (7)その他、特に必要があると認められるとき

7 水質検査の自己／委託の区分

(1)自己検査

- ① 色、濁り、異常な臭味及び消毒の効果(残留塩素)の検査を週 2～3 回程度行います。
- ② 横浜地区配水場管理棟で、消毒の残留効果(残留塩素)を毎日測定します。

(2)委託検査

- ① 1日1回の検査(色、濁り、異常な臭味及び消毒の効果(残留塩素))を浜田地区、善知鳥地区、松栄地区、烏帽子平地区の給水栓4ヶ所で行います。
- ② ①以外の全ての検査については、厚生労働大臣へ登録する検査機関で行います。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は町ホームページ、広報及び役場産業建設課において公表します。
また、水質検査計画は毎年度作成し、年度開始前に公表します。

9 水質検査の精度と信頼性確保

水道水の検査においては、その精度と信頼性の保証は極めて重要です。このため、本町が加入している社団法人日本水道協会は水道版G L P(優良試験所基準)を定めましたので、G L Pの考え方を取り入れた体制を導入します。
G L Pの考え方を取り入れた信頼性保証システムとして、ISO17025 や ISO9000 シリーズが定められておりますので、水道水の検査においては検査の精度そのものを国際的なレベルで保証する ISO17025 認定取得試験所(検査機関)に依頼することとします。

10 関係者との連携

水質汚染事故や、水道水が原因で水質事故が発生した場合には、青森県健康福祉部保健衛生課や上十三保健所(十和田)、近隣市町村などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。

法令に基づく水質検査

水質基準項目(表1)

NO	項目	基準値	給水栓		検査計画頻度(回/年)					
			基本頻度	検査省略頻度 (※1)	浄水(給水栓)		原水			
					(※3)	(※4)	(※5)	(※6)		
基1	一般細菌	100個/ml以下	月1回	月1回	12	12	12	12		
基2	大腸菌	不検出			12	12	12	12		
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	年4回	3年1回(※2)	1	—	1	—		
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下			1	—	1	—		
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下			1	—	1	—		
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下			1	—	1	—		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下			1	—	1	—		
基8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下			1	—	1	—		
基9	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下			4	—	1	—		
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下			4	—	1	—		
基11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下			1	—	1	—		
基12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下			1	—	1	—		
基13	四塩化炭素	0.002mg/l以下		1	—	1	—			
基14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下		1	—	1	—			
基15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		年4回	年4回	4	—	1	—	
基16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下		年4回	3年1回(※2)	1	—	1	—	
基17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1			—	1	—		
基18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1			—	1	—		
基19	ベンゼン	0.01mg/l以下	1			—	1	—		
基20	塩素酸	0.6mg/l以下	4			—	—	—		
基21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	4		—	—	—			
基22	クロロホルム	0.06mg/l以下	4		—	—	—			
基23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	4		—	—	—			
基24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	4		—	—	—			
基25	臭素酸	0.01mg/l以下	4		—	—	—			
基26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	4	—	—	—				
基27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	4	—	—	—				
基28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	4	—	—	—				
基29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	4	—	—	—				
基30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	4	—	—	—				
基31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	3年1回(※2)	1	—	1	—			
基32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下		1	—	1	—			
基33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下		1	—	1	—			
基34	銅及びその化合物	1.0mg/l以下		1	—	1	—			
基35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下		1	—	1	—			
基36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下		1	—	1	—			
基37	塩化物イオン	200mg/l以下	月1回	月1回	12	12	12	12		
基38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	年4回	3年1回(※2)	1	—	1	—		
基39	蒸発残留物	500mg/l以下			1	—	1	—		
基40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	発生時期 に月1回	—	1	—	1	—		
基41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下		—	1	—	1	—		
基42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	年4回	3年1回(※2)	1	—	1	—		
基43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下			1	—	1	—		
基44	フェノール類	0.005mg/l以下	月1回	月1回	12	12	12	12		
基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下			12	12	12	12		
基46	pH値	5.8~8.6			12	12	12	12		
基47	味	異常でない			12	12	—	—		
基48	臭気	異常でない			12	12	12	12		
基49	色度	5度以下			12	12	12	12		
基50	濁度	2度以下			12	12	12	12		
毎1	色	異常でない			1日1回	1日1回	—	—	—	—
毎2	濁り	異常でない					—	—	—	—
毎3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上					—	—	—	—
	嫌気性芽胞菌				—	—	4	4		
	大腸菌(最確数)				—	—	4	4		

クリプトスポリジウム指標菌とは、大腸菌及び嫌気性芽胞菌の2項目です。

■は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

(※1) これまでの検査結果から省略可能となる頻度。

(※2) 過去の検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、検査の必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができる。(水道法施行規則第15条4) また、省略を行った場合であっても、概ね3年間に1回程度は、省略した項目についても水質検査を行い、水質の状況に変化がないことを確認する。(厚生労働省健康局水道課長通知 健水発第1010001号 平成15年10月10日) さらに社団法人日本水道協会発行の「水質検査計画」策定のための手引書に準拠して検査計画頻度を決定しました。

(※3) 前田芳利宅・松栄婦人ホーム・明神平婦人ホームの3ヶ所

(※4) 配水場管理棟・トレーニングセンター・善知鳥団地の3ヶ所

(※5) 横浜地区取水場の2ヶ所

(※6) 明神平地区(松栄)取水場・第二明神平地区(烏帽子)取水場の2ヶ所

検査項目内訳(表2)

NO	項目	浄水			原水		指標菌
		50項目	23項目	9項目	38項目	8項目	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	○			○		
4	水銀及びその化合物	○			○		
5	セレン及びその化合物	○			○		
6	鉛及びその化合物	○			○		
7	ヒ素及びその化合物	○			○		
8	六価クロム化合物	○			○		
9	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○	○		○		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○		○		
11	フッ素及びその化合物	○			○		
12	ホウ素及びその化合物	○			○		
13	四塩化炭素	○			○		
14	1,4-ジオキサン	○			○		
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○		○		
16	ジクロロメタン	○			○		
17	テトラクロロエチレン	○			○		
18	トリクロロエチレン	○			○		
19	ベンゼン	○			○		
20	塩素酸	○	○				
21	クロロ酢酸	○	○				
22	クロロホルム	○	○				
23	ジクロロ酢酸	○	○				
24	ジブロモクロロメタン	○	○				
25	臭素酸	○	○				
26	総トリハロメタン	○	○				
27	トリクロロ酢酸	○	○				
28	ブロモジクロロメタン	○	○				
29	ブロモホルム	○	○				
30	ホルムアルデヒド	○	○				
31	亜鉛及びその化合物	○			○		
32	アルミニウム及びその化合物	○			○		
33	鉄及びその化合物	○			○		
34	銅及びその化合物	○			○		
35	ナトリウム及びその化合物	○			○		
36	マンガン及びその化合物	○			○		
37	塩化物イオン	○	○	○	○	○	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○		
39	蒸発残留物	○			○		
40	陰イオン界面活性剤	○			○		
41	ジェオスミン	○			○		
42	2-メチルイソホルネオール	○			○		
43	非イオン界面活性剤	○			○		
44	フェノール類	○			○		
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	
46	pH値	○	○	○	○	○	
47	味	○	○	○	○	○	
48	臭気	○	○	○	○	○	
49	色度	○	○	○	○	○	
50	濁度	○	○	○	○	○	
	大腸菌(最確数)						○
	嫌気性芽胞菌						○

平成23度 横浜町水質検査計画表(表3)

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
浄水水質検査															
横浜地区	1	配水場管理棟	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	トレーニングセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3	善知鳥団地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	前田芳利宅	○	○	●	○	○	◆	○	○	◆	○	○	◆	
明神平地区	5	松栄婦人ホーム	○	○	●	○	○	◆	○	○	◆	○	○	◆	
第二明神平地区	6	明神平婦人ホーム	○	○	●	○	○	◆	○	○	◆	○	○	◆	
原水水質検査		レベル													
横浜地区	1	第一取水場	1→2	○	○	●★	○	○	○★	○	○	○★	○	○	○★
	2	第二取水場	1→2	○	○	●★	○	○	○★	○	○	○★	○	○	○★
明神平地区	3	明神平取水場	1→2	○	○	○★	○	○	○★	○	○	○★	○	○	○★
第二明神平地区	4	第二明神平取水場	1→2	○	○	○★	○	○	○★	○	○	○★	○	○	○★

横浜地区

年1回検査(浄水)

● 50項目

年3回検査(浄水)

◆ 23項目

年8回又は毎月検査(浄水)

○ 9項目

年1回検査(原水)

● 38項目

年11回検査(原水)

○ 8項目

年4回検査(原水)

★ 指標菌

明神平・第二明神平地区

年1回検査(浄水)

● 50項目

年3回検査(浄水)

◆ 23項目

年8回検査(浄水)

○ 9項目

毎月検査(原水)

○ 8項目

年4回検査(原水)

★ 指標菌

横浜町 横浜地区・前田美能留宅、善知鳥団地（水道法施行規則第15条第1項第4号による）

過去5年

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	基準値 (mg/L)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	最大値	基準値との比較		シートとしての検査頻度
											1/2以下	1/2以上	
											1回/3年	基本頻度	
基1	一般細菌	不可	1回/月	100以下	0	2	0	3	0	3			1回/月
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出				1回/月
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	0.003以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			5	1回/3年
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	0.0005以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005			5	1回/3年
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			5	1回/3年
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			5	1回/3年
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	0.01以下	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003		5	1回/3年
基8	六価クロム化合物		1回/3月	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			5	1回/3年
基9	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				1回/3月
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	10以下	0.14	0.10	0.12	0.13	0.12	0.14			1回/3月
基11	フッ素及びその化合物		1回/3月	0.8以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08			5	1回/3年
基12	ホウ素及びその化合物		1回/3月	1.0以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05			5	1回/3年
基13	四塩化炭素		1回/3月	0.002以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			5	1回/3年
基14	1,4-ジオキサン		1回/3月	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			5	1回/3年
基15	1,1-ジクロロエチレン		1回/3月	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002				
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004				
基17	ジクロロメタン		1回/3月	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			5	1回/3年
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			5	1回/3年
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			5	1回/3年
基20	ベンゼン		1回/3月	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			5	1回/3年
基21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6以下				0.08	0.07	0.08			1回/3月
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002				1回/3月
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				1回/3月
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004				1回/3月
基25	ジプロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1以下	0.001	0.002	0.001	0.003	0.003	0.003			1回/3月
基26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				1回/3月
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1以下	0.004	0.006	0.003	0.007	0.008	0.008			1回/3月
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.2以下	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010				1回/3月
基29	プロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.2以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				1回/3月
基30	プロモホルム	不可	1回/3月	0.09以下	0.003	0.004	0.002	0.004	0.005	0.005			1回/3月
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008				1回/3月
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	1.0以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			5	1回/3年
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	0.2以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			5	1回/3年
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	0.3以下	<0.03	0.04	0.04	<0.03	0.03	0.04		5	1回/3年
基35	銅及びその化合物		1回/3月	1.0以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			5	1回/3年
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	200以下	15.7	15.5	15.6	20.6	15.9	20.6		5	1回/3年
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	0.05以下	<0.005	0.008	<0.005	0.005	0.005	0.008		5	1回/3年
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	200以下	22.3	22.6	22.4	22.8	23.3	23.3			1回/月
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月	300以下	43.3	40.2	48.9	58.2	49.3	58.2		5	1回/3年
基40	蒸発残留物		1回/3月	500以下	134	153	135	144	147	153		5	1回/3年
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	0.2以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02			5	1回/3年
基42	ジェオスミン		※	0.0001以下			<0.00001	<0.00001	<0.00001			3	※
基43	2-メチルレノボルネオール		※	0.0001以下			<0.00001	<0.00001	<0.00001			3	※
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	0.02以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			5	1回/3年
基45	フェノール類		1回/3月	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			5	1回/3年
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3以下	0.6	0.7	<0.5	0.7	0.4	0.7			1回/月
基47	pH値	不可	1回/月	5.8以上8.6以下									1回/月
基48	味	不可	1回/月	異常でないこと	無	無	無	異常なし	異常なし				1回/月
基49	臭気	不可	1回/月	異常でないこと	無	無	無	異常なし	異常なし				1回/月
基50	色度	不可	1回/月	5度以下	3	3	3	1	1	3			1回/月
基51	濁度	不可	1回/月	2度以下	0.7	0.8	0.8	<0.1	<0.1	0.8			1回/月
毎1	色	不可	1回/日										1回/日
毎2	濁り	不可	1回/日										1回/日
毎3	消毒の残留効果	不可	1回/日										1回/日

※ 原因藻類発生時期に月に1回以上

横浜町 明神平地区・松栄婦人ホーム（水道法施行規則第15条第1項第4号による）

過去5年

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	基準値 (mg/L)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	最大値	基準値との比較		シートとしての検査頻度
											1/2以下	1/2以上	
											1回/3年	基本頻度	
基1	一般細菌	不可	1回/月	100以下	0	1	0	1	0	1			1回/月
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出				1回/月
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	0.003以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	0.0005以下	<0.00005			<0.00005			2		1回/3年
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	0.01以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	0.01以下	0.001			<0.001		0.001	2		1回/3年
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	0.01以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基8	六価クロム化合物		1回/3月	0.05以下	<0.005			<0.005			2		1回/3年
基9	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				1回/3月
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	10以下	0.25		0.25	0.25	0.25	0.25			1回/3月
基11	フッ素及びその化合物		1回/3月	0.8以下	<0.08			<0.08			2		1回/3年
基12	ホウ素及びその化合物		1回/3月	1.0以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		5		1回/3年
基13	四塩化炭素		1回/3月	0.002以下	<0.0002			<0.0002			2		1回/3年
基14	1,4-ジオキサン		1回/3月	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		5		1回/3年
基15	1,1-ジクロロエチレン		1回/3月	0.02以下	<0.002			<0.002					
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	0.04以下	<0.004			<0.004					
基17	ジクロロメタン		1回/3月	0.02以下	<0.002			<0.002			2		1回/3年
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	0.01以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	0.03以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基20	ベンゼン		1回/3月	0.01以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6以下				0.08	0.07	0.08			1回/3月
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002				1回/3月
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001			1回/3月
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004				1回/3月
基25	ジブromクロロメタン	不可	1回/3月	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				1回/3月
基26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	0.002			1回/3月
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1以下	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001			1回/3月
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.2以下	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010				1回/3月
基29	ブromジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				1回/3月
基30	ブromホルム	不可	1回/3月	0.09以下	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001			1回/3月
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008				1回/3月
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	1.0以下	0.006			<0.005		0.006	2		1回/3年
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	0.2以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		5		1回/3年
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	0.3以下	0.06			<0.03		0.06	2		1回/3年
基35	銅及びその化合物		1回/3月	1.0以下	<0.01			<0.01			2		1回/3年
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	200以下	15.4			14.9		15.4	2		1回/3年
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	0.05以下	<0.005			<0.005			2		1回/3年
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	200以下	26.5	27.4	31.6	26.7	28.8	31.6			1回/月
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月	300以下	29.6			32.2		32.2	2		1回/3年
基40	蒸発残留物		1回/3月	500以下	112	131		107		131	3		1回/3年
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	0.2以下	<0.02			<0.02			2		1回/3年
基42	ジェオスミン		※	0.0001以下			<0.000001				1		※
基43	2-メチルレノボルネオール		※	0.0001以下			<0.000001				1		※
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	0.02以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		5		1回/3年
基45	フェノール類		1回/3月	0.005以下	<0.0005			<0.0005			2		1回/3年
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3以下	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.3	0.5			1回/月
基47	pH値	不可	1回/月	5.8以上8.6以下									1回/月
基48	味	不可	1回/月	異常でないこと	無	無	無	異常なし	異常なし				1回/月
基49	臭気	不可	1回/月	異常でないこと	無	無	無	異常なし	異常なし				1回/月
基50	色度	不可	1回/月	5度以下	5	2	4	1	0	5			1回/月
基51	濁度	不可	1回/月	2度以下	2	0.6	1	0.2	<0.1	2			1回/月
毎1	色	不可	1回/日										1回/日
毎2	濁り	不可	1回/日										1回/日
毎3	消毒の残留効果	不可	1回/日										1回/日

※ 原因藻類発生時期に月に1回以上

横浜町 第二明神平地区・明神平婦人ホーム（水道法施行規則第15条第1項第4号による）

過去5年

番号	定期検査項目	省略の可否	基本検査頻度	基準値 (mg/L)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	最大値	基準値との比較		シートとしての検査頻度
											1/2以下	1/2以上	
											1回/3年	基本頻度	
基1	一般細菌	不可	1回/月	100以下	1	0	0	0	1	1			1回/月
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出				1回/月
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	0.003以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	0.0005以下	<0.00005			<0.00005			2		1回/3年
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	0.01以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	0.01以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	0.01以下	0.002			0.002		0.002	2		1回/3年
基8	六価クロム化合物		1回/3月	0.05以下	<0.005			<0.005			2		1回/3年
基9	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				1回/3月
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	10以下	0.18		0.19	0.22	0.21	0.22			1回/3月
基11	フッ素及びその化合物		1回/3月	0.8以下	<0.08			<0.08			2		1回/3年
基12	ホウ素及びその化合物		1回/3月	1.0以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		5		1回/3年
基13	四塩化炭素		1回/3月	0.002以下	<0.0002			<0.0002			2		1回/3年
基14	1,4-ジオキサン		1回/3月	0.05以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		5		1回/3年
基15	1,1-ジクロロエチレン		1回/3月	0.02以下	<0.002			<0.002					1回/3年
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月	0.04以下	<0.004			<0.004					1回/3年
基17	ジクロロメタン		1回/3月	0.02以下	<0.002			<0.002			2		1回/3年
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	0.01以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	0.03以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基20	ベンゼン		1回/3月	0.01以下	<0.001			<0.001			2		1回/3年
基21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6以下				0.07	<0.06	0.07			1回/3月
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002				1回/3月
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				1回/3月
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.04以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004				1回/3月
基25	ジブromクロロメタン	不可	1回/3月	0.1以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				1回/3月
基26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001			1回/3月
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1以下	<0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002			1回/3月
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.2以下	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010	<0.010				1回/3月
基29	ブromジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001				1回/3月
基30	ブromホルム	不可	1回/3月	0.09以下	<0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002			1回/3月
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008				1回/3月
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	1.0以下	<0.005			<0.005			2		1回/3年
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	0.2以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		5		1回/3年
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	0.3以下	<0.03			0.04		0.04	2		1回/3年
基35	銅及びその化合物		1回/3月	1.0以下	<0.01			<0.01			2		1回/3年
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	200以下	16.1			15.7		16.1	2		1回/3年
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	0.05以下	<0.005			<0.005			2		1回/3年
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	200以下	26.5	26.4	21.8	21.8	24.4	26.5			1回/月
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月	300以下	39.1			44.8		44.8	2		1回/3年
基40	蒸発残留物		1回/3月	500以下	135	105		132		135	3		1回/3年
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	0.2以下	<0.02			<0.02			2		1回/3年
基42	ジェオスミン		※	0.0001以下			<0.000001				1		※
基43	2-メチルレノボルネオール		※	0.0001以下			<0.000001				1		※
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	0.02以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		5		1回/3年
基45	フェノール類		1回/3月	0.005以下	<0.0005			<0.0005			2		1回/3年
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3以下	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	0.3	0.8			1回/月
基47	pH値	不可	1回/月	5.8以上8.6以下									1回/月
基48	味	不可	1回/月	異常でないこと	無	無	無	異常なし	異常なし				1回/月
基49	臭気	不可	1回/月	異常でないこと	無	無	無	異常なし	異常なし				1回/月
基50	色度	不可	1回/月	5度以下	2	2	1	0	0	2			1回/月
基51	濁度	不可	1回/月	2度以下	0.4	0.4	<0.1	<0.1	<0.1	0.4			1回/月
毎1	色	不可	1回/日										1回/日
毎2	濁り	不可	1回/日										1回/日
毎3	消毒の残留効果	不可	1回/日										1回/日

※ 原因藻類発生時期に月に1回以上